

岩手県告示第553号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成20年7月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 一関市、奥州市、西磐井郡平泉町及び東磐井郡藤沢町
- 2 基本測量を実施する期間 平成20年7月8日から平成20年12月26日まで
- 3 基本測量を実施する種類 基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）